

柏市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例案について

この条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び特定個人情報保護評価に関する規則(以下「委員会規則」という。)等に基づき実施する特定個人情報保護評価の第三者点検を柏市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)が行うこととしたいので、柏市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正しようとするものです。9月5日開会予定の平成26年第3回定例会に上程する予定です。

主な内容は、次のとおりです。

1 審議会所掌事務の追加

- (1) 設置の趣旨に、特定個人情報保護評価の適正な実施に資するためを加える(第1条関係)
- (2) 審議会の所掌事務に、柏市の機関の諮問に応じ特定個人情報保護ファイルの取扱い等について調査審議することを加える(第2条関係)。

2 施行期日

公布の日

【参考】

1 想定問答

- (1) 問：新規で専門の審議会を設置しないのはなぜか。

答：特定個人情報保護委員会が定める指針(以下、「指針」という。)により、条例で設置する既存の個人情報保護審議会又は審査会での点検を受けることが予定されているため及び既存の附属機関を活用することにより事務の効率化が図れるため。

- (2) 問：審議の進め方は。

答：専門の部会を設置し、審議することとする。(事務の専門性、機動性を考慮)

2 用語の説明

「特定個人情報」

個人番号(番号法による付番される12桁の番号)をその内容に含む個人情報

「特定個人情報保護評価」

特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関し

て行う評価（番号法第26条）

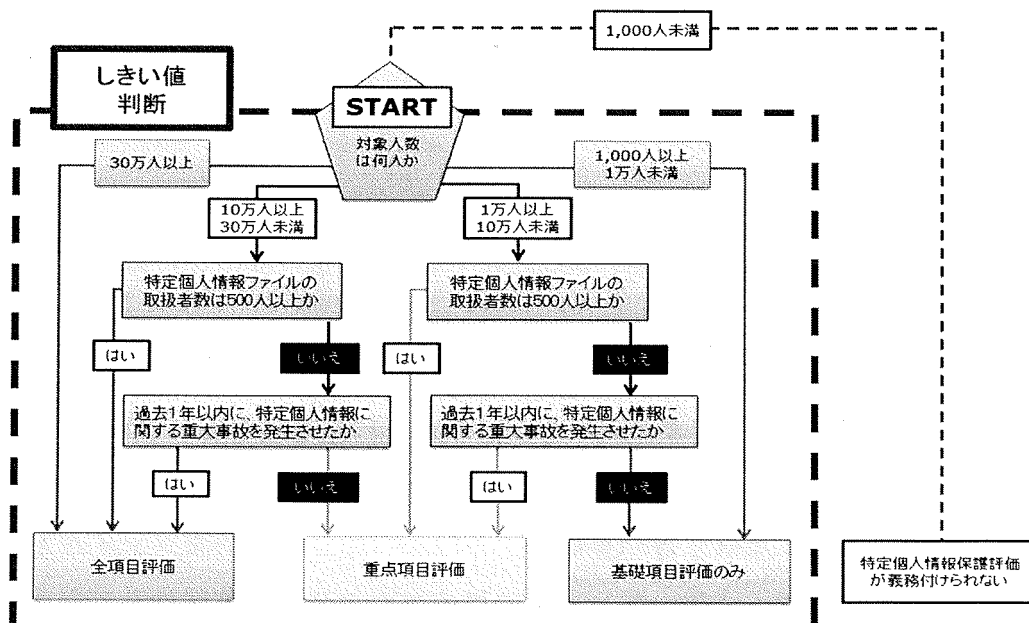
社会保障・税番号制度の導入に伴い、国家等により個人の様々な個人情報が一元管理されるのではないか、特定個人情報が不正に追跡・突合されるのではないか、財産その他の被害が発生するのではないか、といった懸念が生じることが考えられる。番号法ではこれらの懸念を払拭するため、特定個人情報を保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等に対し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言するよう義務付けている。

「第三者点検」

「第三者点検」とは、地方公共団体等が、評価書（特定個人情報保護評価の結果を記載した書面）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くことをいう。「しきい値判断」により「全項目評価」を行う場合にこの第三者点検をすることとなっている（委員会規則第7条第4項）。

「しきい値判断」

特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際し、①対象人数、②当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、その事務で行うべき特定個人情報保護評価の種類を決定するもの



柏市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する
条例について(案)

柏市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成16年柏市条例第12号)新旧対照表

改正前	改正後
(設置) 第1条 本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により柏市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)から(3)まで 略 (4) 前3号の規定による調査審議のほか、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について情報公開実施機関に、個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について個人情報保護実施機関に意見を述べること。	(設置) 第1条 本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により柏市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)から(3)まで 略 (4) <u>本市の機関の諮問に応じ特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱い及び当該特定個人情報ファイルの重要な変更について調査審議すること。</u> (5) 前各号の規定による調査審議のほか、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について情報公開実施機関に、個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について個人情報保護実施機関に、<u>特定個人情報保護評価の実施に関する重要な事項について本市の機関に意見を述べること。</u>